

**ハンガリーからの生鮮豚肉の輸入について
(ノグラド県、ペシュト県、ヘヴェス県、ボルソド・アバウ・ツェンプレン
県の豚コレラの清浄性に関するリスク評価の概要)**

1. 背景

- (1) ハンガリーから我が国に輸入される生鮮豚肉については、2007年3月以降、豚コレラに係る地域主義を認め、我が国が豚コレラ清浄地域と認めた地域のみからの輸入を認めている。
- (2) 2013年6月、ハンガリーから、我が国が豚コレラ清浄地域として認めていないノグラド県等4県（以下「非清浄県」という。）からの生鮮豚肉の輸入を再開して欲しい旨の要請があった。
(注：非清浄県以外の地域は、現在、全て清浄地域として認めている。)
- (3) このため、今般、非清浄県における豚コレラ防疫対策及びサーベイランスの状況等について情報収集し、同県からの生鮮豚肉の輸入を再開した場合の我が国への豚コレラの侵入リスクについて、定性的な評価を行った。（ハンガリー全土の家畜衛生体制等については2005年9月の口蹄疫等清浄性認定の際に評価済み。）

2. ハンガリー・非清浄県の豚コレラに関する情報

(1) 地理的状況

ノグラド県、ペシュト県、ヘヴェス県、ボルソド・アバウ・ツェンプレン県は、ハンガリー国内に計19存在する県のうちの4県である。

これら4県は、全てハンガリー北部に位置しており、そのうち、ノグラド県及びボルソド・アバウ・ツェンプレン県はスロバキアと国境を接している。

(2) 豚コレラに係る診断体制

野生イノシシを対象としたアクティブサーベイランスにおいて、スクリーニング検査としてELISA（血清学的検査）やRT-PCR（ウイルス学的検査）が行われ、陽性の結果が得られた場合は、中和抗体検査やウイルス分離による確認検査が行われる。確認検査は、全てナショナルリファレンスラボラトリーで行われる。

(3) 豚コレラに係る防疫対策

EU指令2001/89/ECにより、豚コレラが発生した場合の防疫対応が定められている。当該指令における野生イノシシで豚コレラ発生が確認された場合の対応については、感染区域を定めて、生きた豚等の移動制限、飼育豚における飼養衛生対策の強化、飼育豚及び野生イノシシにおけるサーベイランスの強化等を行うこととされている。

(4) 豚コレラの発生状況

a) 飼育豚：1993年が最終発生。

b) 野生イノシシ：2007年1月のノグダド県での発生（ウイルス分離陽性）以降の非清浄県における発生状況は以下のとおり。

<ペシュト県>

直近のウイルス分離事例は2009年10月であり、直近の抗体陽性事例は2013年7月である。

<ノグダド県>

直近のウイルス分離事例は2009年2月であり、抗体陽性事例は2013年3月以降のアクティブサーベイランスでは確認されていない。

<ヘヴェス県及びボルソド・アバウ・ツェンプレン県>

これらの県でウイルス分離事例は確認されていない。抗体陽性事例は2012年3月以降のアクティブサーベイランスでは確認されていない。

(5) 豚コレラ発生後の非清浄県における防疫対策及びサーベイランス状況

2007年1月、ノグダド県の野生イノシシにおける豚コレラ発生以降、非清浄県は、感染地域とされ、感染の早期摘発と感染拡大傾向の有無の評価のために強化サーベイランスが行われてきた。このサーベイランスは、検査結果をイノシシの年齢別に分析するなど、直近の感染の有無も検出できるように設計されており、さらに、診断においては血清学的検査とウイルス学的検査を必ず併用するなど、持続感染の有無や直近の感染を否定できるようにされている。なお、野生イノシシに対するアクティブサーベイランスは今後も全国ベースで継続される。

その結果、飼育豚においては新たな発生は認められなかった。また、野生イノシシにおいてはウイルス分離事例は2009年11月以降認められていない。野生イノシシでは、抗体のみ陽性の事例が2013年1-7月においてもペシュト県で8頭確認されているが、ハンガリー家畜衛生当局は、これらについては、陽性頭数の割合、その野生イノシシの年齢（全て4歳以上）や採取地域等から、2009年以前の感染による抗体であると分析している。この分析結果は妥当と考えられ、ペシュト県において、2010年以降に新たにウイルスに感染した事例はないと評価できる。

なお、ハンガリーにおいては、飼育豚、野生イノシシいずれに対してもワクチン投与が禁止されている。

3. 総合評価

(1) ハンガリーにおいては、飼育豚及び野生イノシシを対象とした豚コレラ防疫対策が法規により定められており、豚コレラ発生時には当該法規に基づく対応が行われている。

(2) 非清浄県を含むハンガリー全土においては、OIE基準に照らして、野生イノシシを含め、豚コレラの発生を早期に摘発するための適切なサーベイランスが行われている。

(3) サーベイランスの結果、ウイルス分離事例は2009年10月以降、非清

浄県を含むハンガリー全土で確認されていない。また、抗体のみ陽性の事例についても、2013年7月以降確認されておらず、また2013年に確認された抗体のみ陽性の事例については、陽性頭数の割合、その野生イノシシの年齢や採取地域等から、2009年以前の感染によることが示唆されている。

我が国はこれまで、ワクチン非接種である国において「抗体陽性」の個体が確認された場合、OIEコードに照らして、過去1年間に野外においてウイルスが循環している可能性があるとの考え方にに基づき、抗体のみ陽性の事例も発生とみなして扱ってきたが、今回の抗体陽性事例は、前述のとおり4歳以上の個体であり、ペシュト県では直近においてウイルスの循環はなかったと評価できる。

以上のことを踏まえると、非清浄県を豚コレラ清浄地域として認定し、当該県も含めた全土からの生鮮豚肉の輸入を再開して差し支えないものと考えられる。また、今後、野生イノシシにおいて、抗体のみ陽性の事例が確認された場合であっても、その確認数、そのイノシシの年齢、地域等から、新たにウイルスに感染したものではない、すなわち過去1年間に野外においてウイルスが循環している可能性がないと考えられる場合は、生鮮豚肉の輸入を継続して差し支えないものと考えられる。

<ハンガリー地図>

